

岩美町災害廃棄物処理計画（概要版）

【計画のポイント】

本計画は、鳥取県中部地震を教訓に、最大想定（県地域防災調査研究委員会の想定）及び震度6以下並びに水害を加えた規模別に、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、その対応（県への災害廃棄物処理の事務委託、効率的な仮置場の運営等）を定めました。

また、がれき等の多量の廃棄物処理だけではなく、東日本大震災を教訓に、思い出の品の取り扱いや漁具、漁網等の処理困難物の対応についても言及しています。

1 策定の目的

大規模な地震や台風等の災害に伴い発生する廃棄物が災害復興の妨げ、公衆衛生維持の観点で重大な支障となることから、災害時の廃棄物処理に関して起こり得る事態を予め想定し、そのような事態でも迅速で的確な処理が可能となるよう、災害廃棄物処理への基本的事項を定め、町民の生活環境を守り、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として策定するものである。

2 概要

【基本方針】

	基本方針	内 容
1	公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2	広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行	公衆衛生の確保及び速やかな生活再建に向け、発災初期の段階での国、他自治体等の支援受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る一方で、県内で処理可能なものは極力県内で処理が行われるよう、県内の自治体、業界が結集して対応する。
3	将来に問題を残さない適切な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、計画的な処理を行うとともにモニタリングを行う。
4	処理にあたっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

出典：県計画

【規模に応じた発生量及び事態想定】

想定ケース	発生量	主な事態想定等
津波被害がない場合の最大想定（雨滝・釜戸断層）	25,834t （平時の年間一般廃棄物の約11倍に相当）	・ 県内の自治体焼却施設または最終処分場で3年以内に処理することは可能と予想される。 ・ し尿については1日あたり0.1kℓの発生が見込まれ、この最大被害想定時の推計量と平時の収集量と合計すると、収集運搬車両が不足することが想定される。
津波被害がある場合の最大想定（F55断層）	33,362t （平時の年間一般廃棄物の約14倍に相当）	・ 津波堆積物は、主成分である砂泥の他に、陸上に存在していた様々なものを巻き込んでいる。そのため、性状や組成が一様ではなく、人の健康や生活環境への影響が懸念されるものが含まれる可能性があり、取扱いには十分注意を払う必要がある。 ・ 有機物や泥状物を含む津波堆積物は、腐敗による臭気や乾燥による粉じんが発生する恐れがあるため、迅速な撤去を。撤去困難な場合は、消石灰等の薬剤を散布・混合する等の応急的対策を。
水害：（蒲生川・小田川）	1,236t	・ 速やかな仮置場の設置及び腐敗性廃棄物、土砂混じりの処理困難物の迅速処理を行う必要がある。 ・ 分別の徹底等により可燃物量の低減に努める。

【体制整備】

岩美町災害対策本部（本部長：町長）において災害廃棄物等対策を実施、災害廃棄物処理においてもできる限り担当の配置及びチームの編成をして対処するものとする。

○最大想定の場合

仮施設の設置等、町の範囲、能力を超えた対応が必要となることを踏まえ、県に災害廃棄物処理の要請を行い、迅速な処理及び復興に向け、災害廃棄物処理事務委託を想定した県の体制づくりを基本として行動する。（県は災害廃棄物対策チームを設置し、計画担当、処理担当を置いて、外部との調整、仮施設の設置整備、全壊家屋等の解体撤去等処理する。）

○最大想定災害以外の場合

県主導で設置される「災害廃棄物処理対策協議会」は本想定においても運営されるため、最大想定時同様加わり、十分に連絡調整を行いながら処理を行っていくものとする。

【仮置場の運営】

- ・ 町内の候補地から選定する。
- ・ 仮置場は、8の区分でゾーニングすることを基本とし、瓦等の単一素材の排出が多量に見込まれる場合は、区分を追加するものとし、県からの助言を受けながら運営する。
- ・ 住民への周知：いつから（いつまで）、どこで、何を受け入れるか、何は持ち込み禁止なのか、分別等を明確にした上で、チラシや広報車、ホームページ等の広報手法により、住民へ正確かつ迅速に広報を行う。

【環境モニタリングの実施】

- ・ 仮置場での大気質、土壌汚染等のモニタリングについて県から助言を受ける。

【火災防止対策】

- ・ 仮置場に積み上げられる高さや距離に配慮する。また燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避け、可燃性廃棄物を近接させない等の措置をとる。

【思い出の品等の取扱い】

- ・ 可能な限り集約して別途保管し、閲覧や引渡し之机を設ける。
- ・ 土や土砂が付着している場合は、洗浄・乾燥して、発見場所や品目等の情報を整理して保管・管理する。

【処理困難廃棄物等への対応】

- ・ 漁具・漁網は、他の廃棄物に絡まったり、おもりやロープに鉛が使用されていたりする場合があることから、必要に応じて専用の破砕機の使用を検討する。
- ・ 廃自動車は、所有者による自動車リサイクル法での処理を原則とするが、災害の状況に応じて行政で撤去、仮置場での保管を実施する。
- ・ 仮置場での太陽光パネルの感電防止対策を実施するほか、処分は専門業者での引取りを基本とする。

【その他配慮事項】

- ・ 避難所における衛生管理、感染症対策
- ・ 勝手集積場所、混廃化の防止等

【平時の備え】

- ・ 各部局の初動体制業務の確認や仮置場の開設等の机上演習等
- ・ 災害廃棄物処理計画の定期的な見直し